

担当課名	クリーンセンター
案件名	1,2号 No.1 ダストコンベヤ交換修繕
案件の概要	1,2号 No.1 ダストコンベヤ交換修繕を実施する。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 2年 9月 7日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	8,360,000 円（うち消費税 760,000 円）
契約期間	令和 2年 8月 31日～令和 3年 3月 26日
随意契約とした理由	<p>本業務は、1,2号焼却炉のNo.1 ダストコンベヤの更新を実施するものである。</p> <p>No.1 ダストコンベヤは、焼却処理時に発生する飛灰を処理し、搬出するのに必要な装置である。</p> <p>現在、No.1 ダストコンベヤは経年劣化により搬送ベルト等の損傷が激しくなっており、飛灰の搬送が出来にくくなってきている。搬送が出来なくなると飛灰の処理が出来なくなり、焼却運転の緊急停止が予想されるため更新を要する。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その更新には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却炉の稼働を行いながら更新を進めていく必要があり、安全性を確保しながら更新を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当）</p>